

議案第 42 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 35 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「40 円」を「50 円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料額

占用物件	基準		料金
	期間	単位	
第 1 種電柱	1 年	1 本	630 円
第 2 種電柱	1 年	1 本	970 円
第 3 種電柱	1 年	1 本	1,300 円
第 1 種電話柱	1 年	1 本	560 円
第 2 種電話柱	1 年	1 本	900 円
第 3 種電話柱	1 年	1 本	1,200 円
その他の柱類	1 年	1 本	56 円
共架電線その他上空に設ける線類	1 年	1 メートル	6 円
地下に設ける電線その他の線類	1 年	1 メートル	3 円

路上に設ける変圧器		1年	1個	550円
地下に設ける変圧器		1年	1平方メートル	340円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年	1個	1,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1年	1個	470円
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの	1年	1メートル	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	1メートル	34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1年	1メートル	51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1年	1メートル	67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1年	1メートル	100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1年	1メートル	130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1年	1メートル	240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1年	1メートル	340円
通路	外径が1メートル以上のもの	1年	1メートル	670円
	上空に設けるもの	1年	1平方メートル	1,000円
	地下に設けるもの	1年	1平方メートル	600円
その他のもの		1年	1平方メートル	1,100円
板囲、足場、さく等工事用施設類		1月	1平方メートル	200円
広告物類	看板	1年	1平方メートル	2,000円
	アーチ	1月	1基	2,000円
	広告塔	1年	1平方メートル	2,000円
標識		1年	1本	900円
アーケード（日覆を含む。）		1年	1平方メートル	1,100円
その他のもの		市長が別に定める額		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に許可を受けている道路の占用に係る当該期間の占用料の額については、改正後の生駒市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。